

平成27年度社会福祉法人土浦市社会福祉協議会事業計画

〈基本方針〉

地域生活を送る上での課題は、そのまま福祉課題に直結します。急増、複雑化する福祉ニーズ、新たな福祉ニーズに対応するために、関係法令の改正が頻繁に行われています。

昨年6月に、2025年問題を見据え、医療・介護制度を一体で改革する、医療・介護推進法が成立し、本年度から順次施行されていきます。生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を抜本的に強化するため、生活困窮者自立支援法が4月から施行されます。

これらの法改正の中で求められているのは、地域のつながり、相互支援、助け合いです。地域福祉の推進役、旗振り役である社会福祉協議会には、ますます大きな期待が寄せられてくることになります。

この期待に応えるため、大幅な組織、事務局体制の見直しを実施しました。地域福祉グループとふくしの相談グループに再編したことにより、ともに支え合う福祉のまちづくりの推進とともに、各種相談機関が有機的に連携する相談支援体制を実現します。

本年4月から、生活困窮者自立支援事業を土浦市より受託運営します。専門の支援員が相談者に寄り添いながら、解決に向けた支援を行います。

地域包括支援センター、障害者相談支援事業所には、手厚い人員配置をし、ファミリーケアを意識した、本市独自の地域包括ケアシステムの構築を推進します。

土浦市社会福祉協議会は、基本理念である、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の進展のため、会員である市民の皆さん、関係団体の皆さんと、諸事業を積極的に遂行してまいります。

〈重点目標〉

1 ふれあいネットワーク体制の推進

支援を必要としている方だけでなく、家族全体の福祉ニーズをとらえて、ファミリーケアを実現できるよう取り組んでまいります。市内8中学校区のコミュニティセンターに配置している、「地域コーディネーター」を調整役として、家族・親族、地域住民、ボランティア、民生委員児童委員、関係福祉団体、社会福祉施設、行政等と協働により、保健・医療・福祉サービスが適切に提供される体制を推進してまいります。

2 ボランティア活動の推進

ボランティア情報の発信基地となるよう、ボランティアセンターの機能充実を図ります。

各種ボランティア養成講座や講習会を開催し、ボランティア人口の拡大、充実に努めます。

3 相談支援体制の充実

社会福祉協議会職員に求められるソーシャルワーク技術の向上を糧に、あらゆるニーズをとらえ、常に寄り添った支援ができるよう、相談支援体制の充実を図ります。

4 介護保険サービス・障害福祉サービスの充実

高齢者・障害者の方が、住みなれた地域で安心して生活ができるよう、良質な訪問介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）等のサービスを提供します。

5 支部活動の強化・充実

8 中学校区ごとの福祉コミュニティ圏域それぞれの実情に応じた、地域密着型の支部活動を推進します。

地域住民、学校、企業、福祉施設等との協働の視点で、地域の課題、問題の解決に取り組んでまいります。

6 財政運営の適正化

本会事業活動を積極的に広報し、会員会費や共同募金等の自主財源の確保と拡大を図ります。

事務事業を検証し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう取り組んでまいります。

〈事業計画〉

1 法人運営事業

- (1) 理事会、評議員会の開催及び監査の実施
- (2) 社協会員加入の促進
- (3) 広報啓発事業
 - ・「社協だより」の発行（年4回全戸配付）
 - ・ホームページの充実
- (4) 共同募金運動への協力
- (5) 地域福祉活動計画策定委員会の設置

2 地域福祉推進事業

- (1) ふれあいネットワークの推進及び統括
- (2) 民児協理事会及び地区民児協との連携
- (3) ふれあいいきいきサロン事業の実施
- (4) 民間社会福祉施設協議会との連携
- (5) 友愛サービス事業の実施
- (6) 地域介護ヘルパー養成講座の開催
- (7) 介護相談員派遣事業の実施
- (8) ボランティア団体・NPO等関係団体との連携
- (9) 福祉バスの運営事業の実施
- (10) 車いすの貸出

【社協支部事業】

- (1) ふれあいネットワークの推進
 - ・地区民児協，地区市民委員会との連携
 - ・ふれあい調整会議，スクラムネットの開催
- (2) 広報啓発活動の実施
- (3) 支部委員研修会の開催
- (4) ボランティア研修会の開催
- (5) 各種講座の開催
 - ・福祉体験講座

- (6) 在宅福祉活動の実施
 - ・宅配型食事サービス事業
 - ・会食型食事サービス事業
 - ・ひとり暮らし高齢者交流会の実施
- (7) 車いす貸出（短期）

3 福祉対策事業

〔高齢福祉事業〕

- (1) 高齢者クラブの育成
- (2) 高齢者生きがい推進事業の実施
 - ①各種大会の開催
 - ・趣味クラブ芸能発表会，高齢者芸能発表会，囲碁・将棋大会
 - ・高齢者スポーツ大会，高齢者ゲートボール大会
 - ②シニアカレッジの開催
 - ③アクティブシニア教室の開催
 - ・はじめてのスクエアダンス教室
 - ・認知症予防のための生き生きシナプス体操
- (3) 愛の定期便事業の実施
- (4) ふれあい電話訪問サービス事業の実施

〔児童福祉事業〕

- (1) 子ども育成会連合会との連携
- (2) 児童福祉月間ポスターの配布
- (3) 福祉ふれあい体験の実施
- (4) 被災地体験研修の実施
- (5) ファミリーサポートセンター事業の実施

〔障害福祉事業〕

- (1) 国際盲人マラソンかすみがうら大会の開催
- (2) 障害児（者）「交流キャンプ」の開催
- (3) 障害児（者）を励ます「新年の集い」の開催
- (4) おもちゃライブラリーの運営
- (5) 障害児（者）育成会への協力
- (6) 福祉の店「ポプラ」の運営

〔母子寡婦父子福祉事業〕

- (1) 土浦市母子寡婦福祉連絡協議会との連携
- (2) 生活講座の開催
- (3) ひとり親家庭新入学児童お祝いの集いの開催
- (4) ひとり親家庭親子ふれあいの集いの開催
- (5) 寡婦家庭研修の実施

4 ボランティアセンター活動推進事業

- (1) 各種ボランティア養成講座の開催
 - ・点字点訳ボランティア養成講座
 - ・音訳ボランティア養成講座
 - ・傾聴ボランティア養成講座
 - ・地域ボランティア養成講座
 - ・ガイドボランティア養成講座
 - ・おもちゃライブラリーボランティア養成講座
 - ・手話奉仕員養成講座
 - ・要約筆記入門講座
 - ・ボランティア入門講座
- (2) ボランティアの活動調整
- (3) ボランティアサークル連絡協議会との連携
- (4) N P O等関係団体との連携
- (5) 善意銀行の運営
- (6) ボランティア推進校への助成
- (7) ガイドボランティアの派遣
- (8) 青少年ワークショップの実施
- (9) ボランティアセンター運営委員会の開催
- (10) 災害ボランティアセンター設置訓練の実施
- (11) 災害ボランティア活動の実施

5 在宅サービス事業

- (1) 介護保険法に基づくサービスの提供
 - ・訪問介護
- (2) 障害者総合支援法に基づくサービスの提供
 - ・生活介護・自立訓練（機能訓練）
 - ・居宅介護・重度訪問介護・同行援護
- (3) 地域生活支援事業
 - ・移動支援事業
 - ・相談支援事業
 - ・地域活動支援センター事業
- (4) 認知症家族支援事業の実施

6 障害相談事業

- (1) 指定特定相談支援事業所の運営
 - ・計画相談支援の実施
- (2) 基幹相談支援センターの運営
 - ・総合相談，専門相談の実施

- ・ 権利擁護虐待防止の啓発対応
 - ・ 地域移行，地域定着の実施
 - ・ 地域の相談支援体制の連携強化
- (3) 障害者虐待防止センターの運営
 - (4) 障害者福祉団体との連携

7 ふれあい相談事業

- (1) 地域ケアセンターの運営
- (2) 地域包括支援センターの運営
 - ・ 介護予防ケアマネジメント事業の実施
 - ・ 高齢者に対する総合相談支援事業の実施
 - ・ 高齢者に対する権利擁護事業の実施
 - ・ 包括的・継続的ケアマネジメント事業の実施

8 生活相談事業

- (1) 生活困窮者自立支援事業
 - ・ 自立相談支援事業の実施
 - ・ 住居確保給付金の申請相談
- (2) 貸付事業
 - ・ 生活福祉資金の申請相談
 - ・ ふれあい福祉資金の貸付
- (3) 成年後見センターつちうらの運営
 - ・ 成年後見制度利用相談・申立支援事業の実施
 - ・ 成年後見制度啓発事業の実施
 - ・ 法人後見受任
- (4) 日常生活自立支援事業の実施
- (5) 心配ごと相談事業の実施
- (6) 給付事業
 - ・ 災害見舞金の給付
 - ・ 交通遺児奨学資金の給付

9 施設管理運営事業

- (1) 社会福祉センターの管理運営
- (2) 新治総合福祉センターの管理運営
- (3) 老人福祉センターの管理運営
 - ・ 老人福祉センター「湖畔荘」の管理運営
 - ・ 老人福祉センター「うらら」の管理運営